



報道発表  
(速報)

水際で守る 日本の未来  
税関は令和4年11月28日、150周年を迎えます。

令和4年9月9日  
名古屋税関

## 上半期の輸入差止点数は 60,000 点超

(令和4年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況)

名古屋税関は、令和4年上半期（1月から6月）の管内における偽ブランド品などの知的財産侵害物品の差止状況をまとめましたのでお知らせします。

### 全体：上半期の輸入差止点数は前年上半期に続き 60,000 点超※

- 輸入差止件数は 785 件で、前年同期比 33.2%の減少でした。
- 輸入差止点数は 61,560 点で、前年同期比 22.4%の減少となったものの、前年上半期に続き 60,000 点を超えました。※上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況発表開始以来（平成 23 年）、過去 4 番目。

### 仕出国（地域）別：輸入差止件数、輸入差止点数ともに中国が最多

- 仕出国（地域）別の輸入差止件数では、中国が全体の 44.6%（350 件）を占め最多となり、次いでフィリピンが全体の 25.6%（201 件）、ベトナムが全体の 18.7%（147 件）でした。
- 仕出国（地域）別の輸入差止点数では、中国が全体の 75.2%（46,308 点）を占め最多となり、次いでシンガポールが全体の 12.3%（7,568 点）、フィリピンが全体の 5.8%（3,596 点）でした。

### 知的財産別：輸入差止件数、輸入差止点数ともに商標権侵害物品が引き続き最多

- 知的財産別では、輸入差止件数、輸入差止点数ともに商標権侵害物品が引き続き最多となりました。

### 品目別：「医薬品」「玩具類」の輸入差止点数が大幅に増加

- 品目別の輸入差止点数では、「医薬品」が前年同期比約 116 倍、「玩具類」が同約 36.2 倍と大幅に増加しました。

※輸出差止実績はありませんでした。

(注) 「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。  
「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。  
例えば、1 件の一般貨物又は郵便物に、20 点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1 件 20 点」として計上しています。

#### 【問い合わせ先】

名古屋税関総務部税関広報広聴室  
TEL：052-654-4008

## 令和4年上半期の名古屋税関における 知的財産侵害物品の差止状況

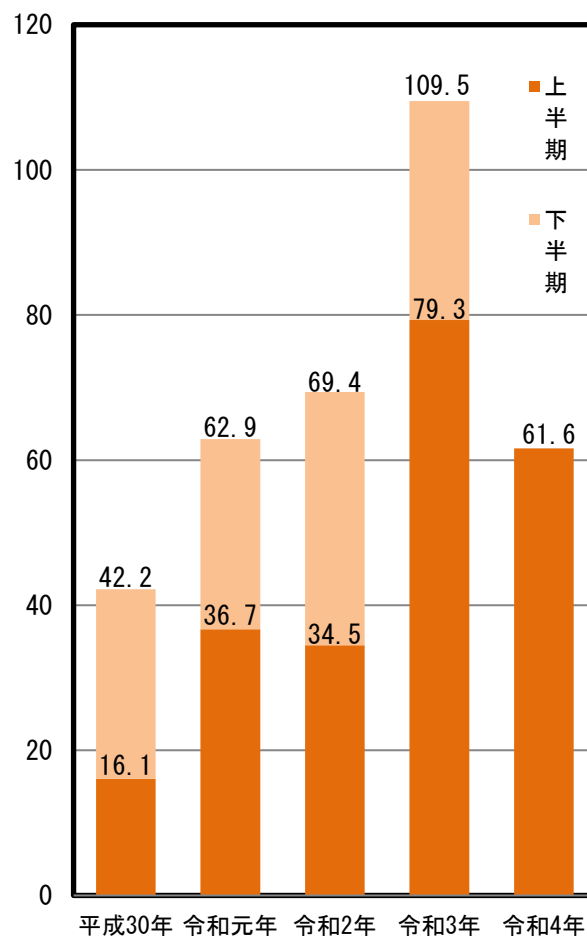
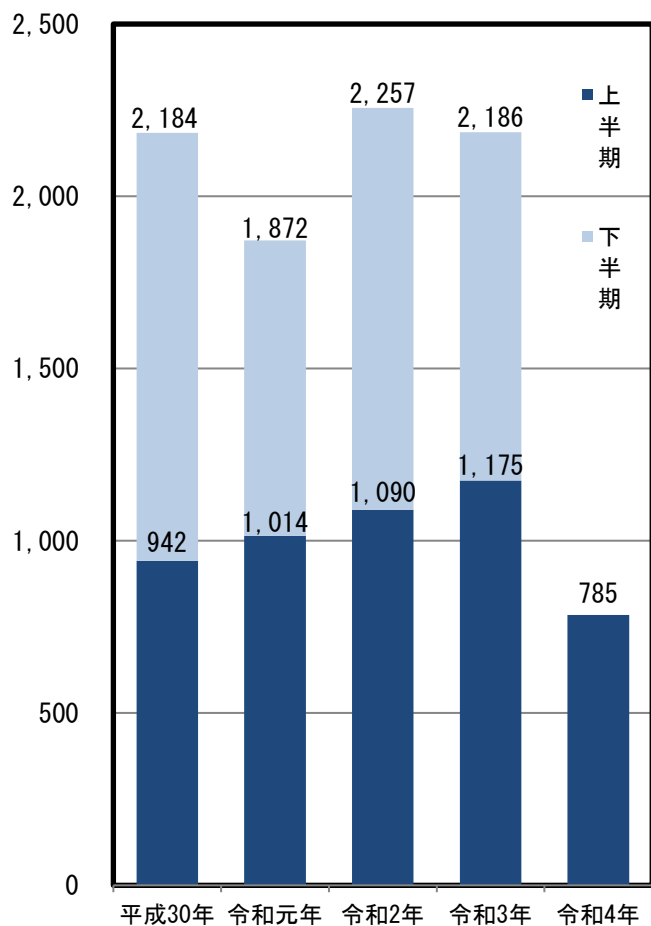
- 輸入差止件数は、785件で、前年同期比33.2%の減少となりました。
- 輸入差止点数は、61,560点で、前年同期比22.4%の減少となったものの、上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況発表開始以来（平成23年）、過去4番目となりました。

(注)「輸入差止件数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品が含まれていた一般貨物又は郵便物の数です。  
 「輸入差止点数」は、税関が差し止めた知的財産侵害物品の数です。  
 例えば、1件の一般貨物又は郵便物に、20点の知的財産侵害物品が含まれていた場合は、「1件20点」として計上しています。

### 知的財産侵害物品の輸入差止実績の推移

■ 件数

■ 点数（千点）

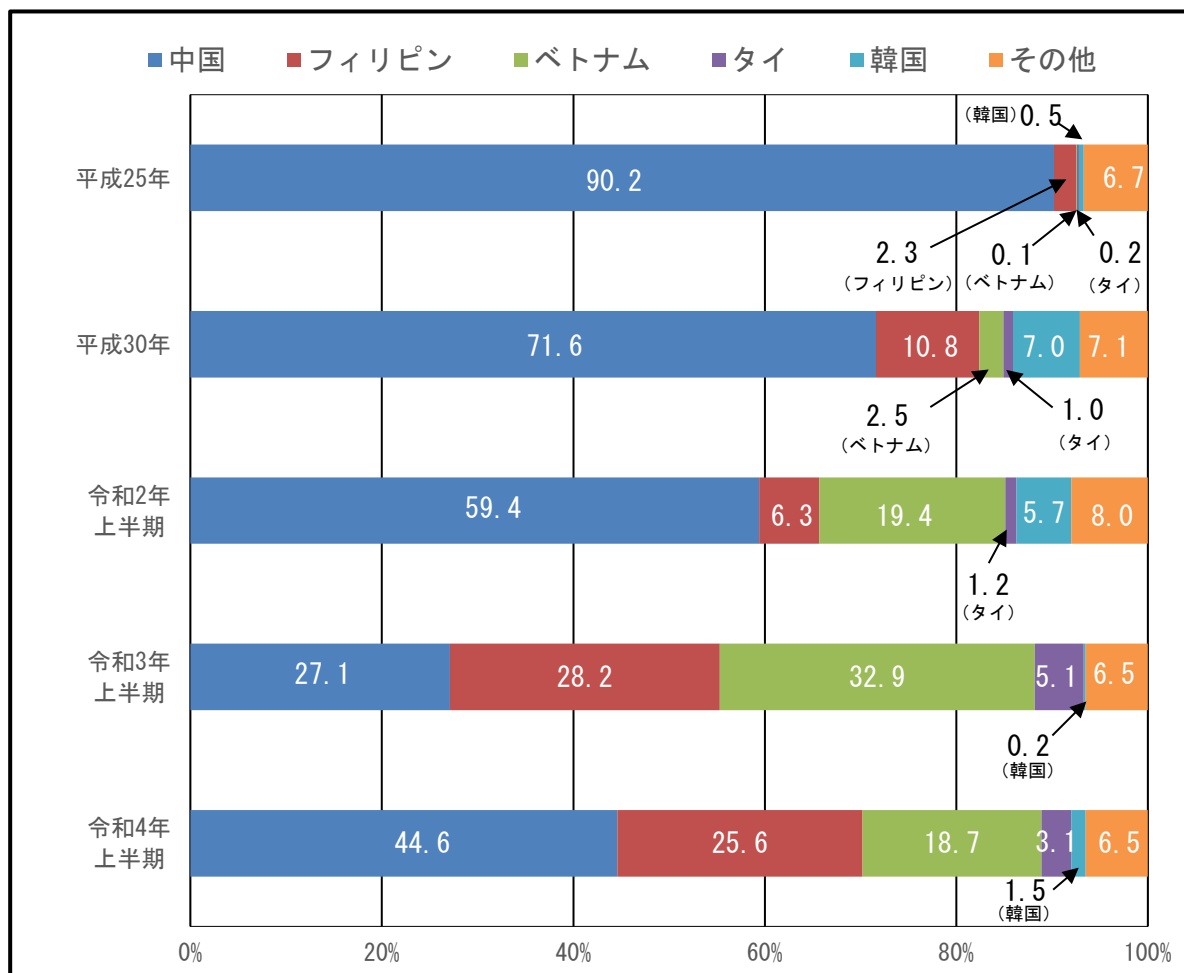


## ○仕出国（地域）別輸入差止実績

- 輸入差止件数は、前年上半期首位のベトナムに替わり、再び中国が首位となりました。中国を仕出しとするものが350件（構成比44.6%、前年同期比10.1%増）と前年同期の実績（318件）と比べると増加しました。次いでフィリピンが201件（同25.6%、同39.3%減）、ベトナムが147件（同18.7%、同61.9%減）でした。
- 輸入差止点数は、中国を仕出しとするものが46,308点（構成比75.2%、前年同期比27.2%減）、次いでシンガポールが7,568点（同12.3%、同約460倍）、フィリピンが3,596点（同5.8%、同55.4%減）でした。

## 仕出国（地域）別輸入差止件数構成比の推移

枠内の数字は構成比（%）



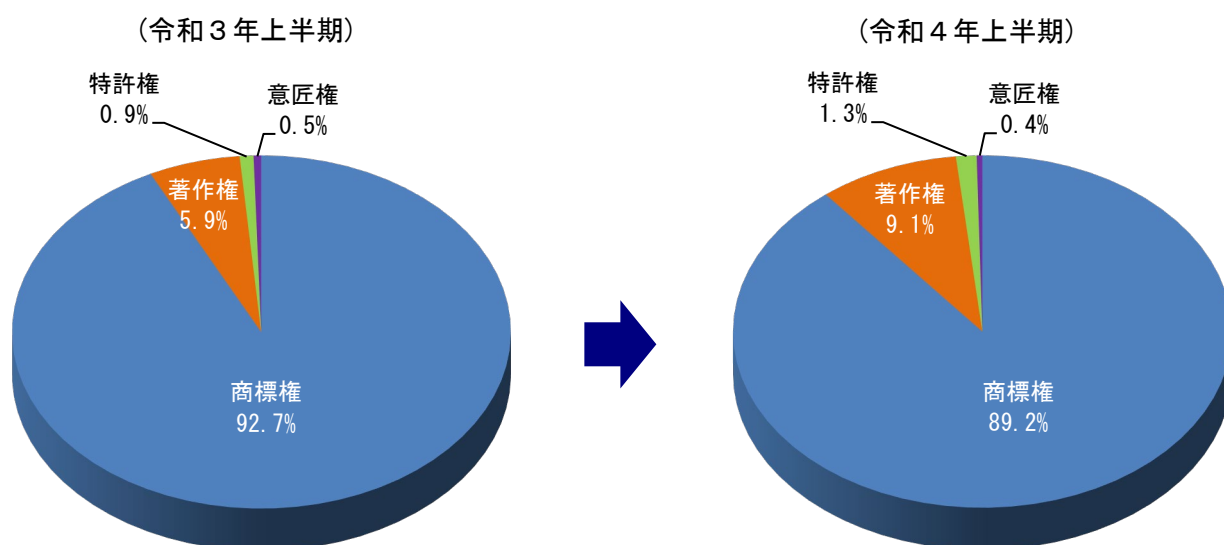
（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## ○知的財産別輸入差止実績

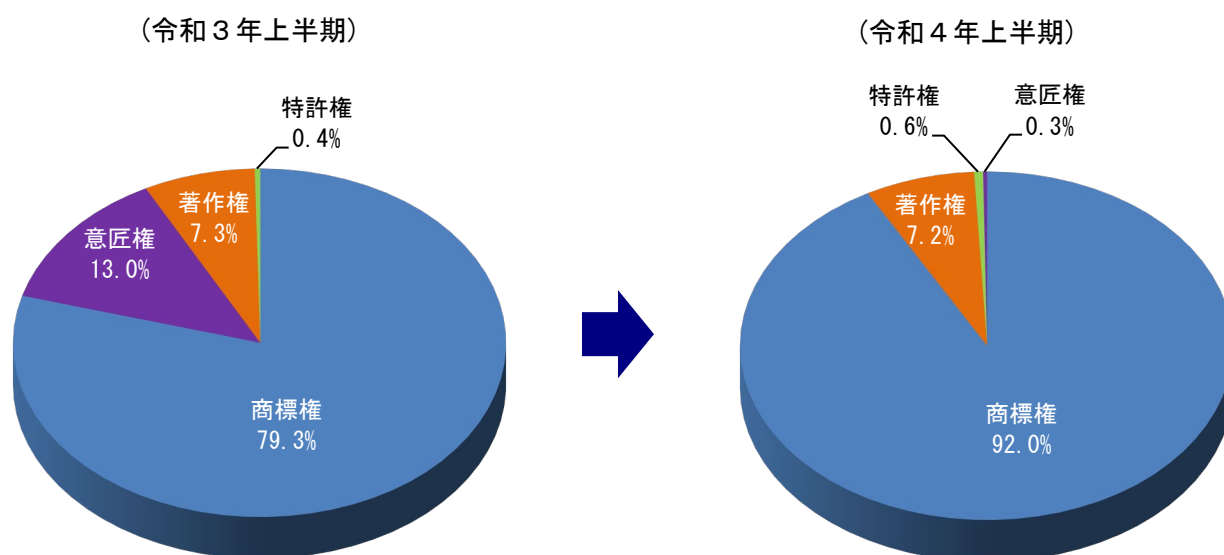
- 輸入差止件数は、偽ブランド品などの商標権侵害物品が 734 件（構成比 89.2%、前年同期比 35.5%減）で大半を占めています。
- 輸入差止点数は、商標権侵害物品が 56,618 点（同 92.0%、同 10.0%減）となりました。

知的財産の保護対象は、13 ページの記載を参照願います。

### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 知的財産別輸入差止実績構成比の推移（点数）

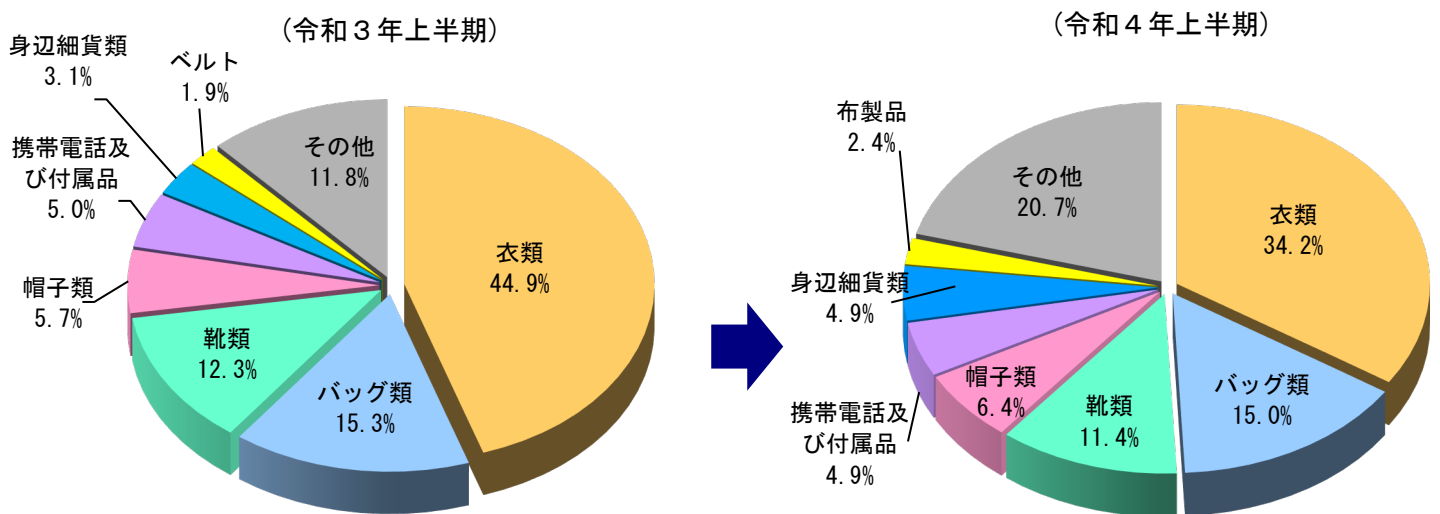


（注）構成比の合計は、四捨五入の関係で 100%にならない場合があります。

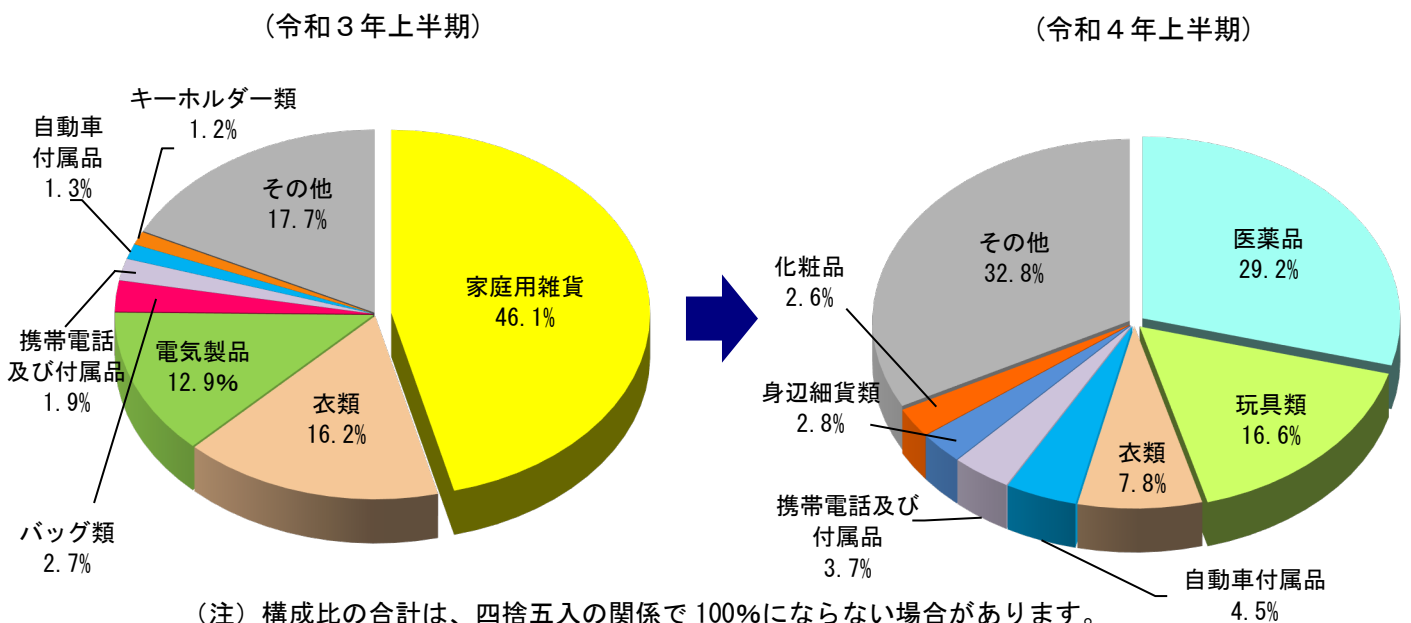
## ○品目別輸入差止実績

- ▶ 輸入差止件数は、衣類が377件（構成比34.2%、前年同期比51.8%減）と最も多く、次いでバッグ類が165件（同15.0%、同38.0%減）、靴類が126件（同11.4%、同41.1%減）でした。
- ▶ 輸入差止点数は、医薬品が17,961点（構成比29.2%、前年同期比約116倍）と最も多く、次いで玩具類が10,201点（同16.6%、同約36.2倍）、衣類が4,800点（同7.8%、同62.7%減）でした。

### 品目別輸入差止実績構成比の推移（件数）



### 品目別輸入差止実績構成比の推移（点数）

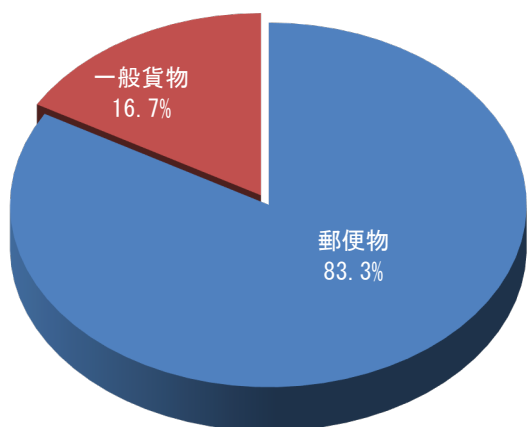


## ○輸送形態別輸入差止実績

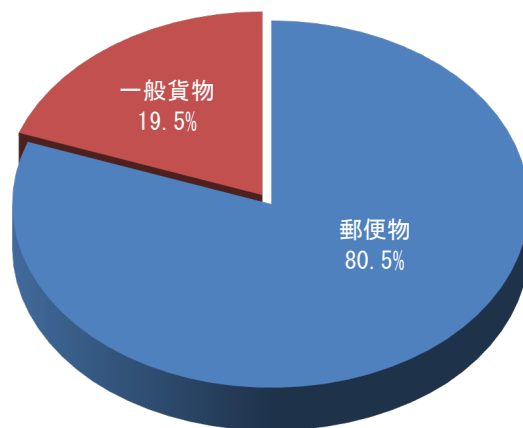
- 輸入差止件数は、郵便物が 632 件（構成比 80.5%、前年同期比 35.4%減）で大半を占めており、一般貨物は 153 件（同 19.5%、同 21.9%減）でした。
- 輸入差止点数は、郵便物が 56,584 点（構成比 91.9%、前年同期比約 3.1 倍）、一般貨物が 4,976 点（同 8.1%、同 91.8%減）でした。

### 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（件数）

（令和 3 年上半期）

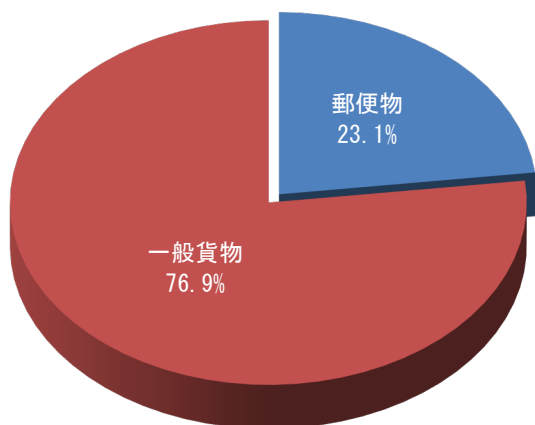


（令和 4 年上半期）

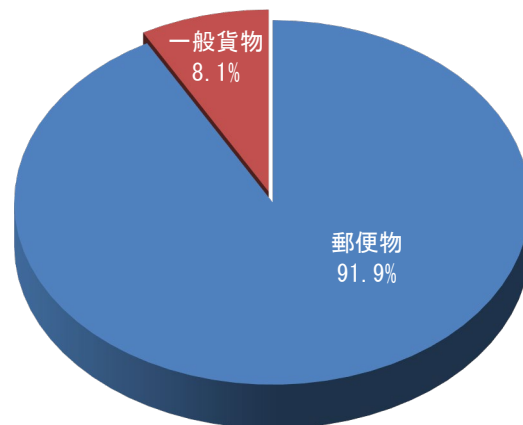


### 輸送形態別輸入差止実績構成比の推移（点数）

（令和 3 年上半期）



（令和 4 年上半期）



## 令和4年上半期の名古屋税関における知的財産侵害物品の差止状況（資料）

### 1. 仕出国（地域）別輸入差止実績（件数）

	令和2年	令和3年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	令和4年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	1,024	677	647	318	350	110.1%	44.6%
フィリピン	295	561	69	331	201	60.7%	25.6%
ベトナム	657	685	211	386	147	38.1%	18.7%
タイ	43	97	13	60	24	40.0%	3.1%
韓国	74	41	62	2	12	600.0%	1.5%
カンボジア	24	48	16	32	9	28.1%	1.1%
インドネシア	20	13	3	8	7	87.5%	0.9%
シンガポール	11	20	2	10	5	50.0%	0.6%
英国	3	0	2	0	5	全増	0.6%
台湾	6	8	4	4	3	75.0%	0.4%
上記以外の国	100	36	61	24	22	91.7%	2.8%
合計	2,257	2,186	1,090	1,175	785	66.8%	100.0%

（注1） 本表は仕出国（地域）ベースであり、原産国（地域）を示すものではありません。

（注2） 件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

（注3） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 2. 仕出国(地域)別輸入差止実績(点数)

	令和2年	令和3年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	令和4年 上半期	前年 同期比	構成比
中国	40,990	81,346	18,998	63,604	<b>46,308</b>	72.8%	75.2%
シンガポール	186	1,905	15	161	<b>7,568</b>	4700.6%	12.3%
フィリピン	6,044	11,668	627	8,065	<b>3,596</b>	44.6%	5.8%
ベトナム	7,210	10,479	2,315	5,444	<b>2,099</b>	38.6%	3.4%
韓国	11,269	721	10,730	97	<b>1,244</b>	1282.5%	2.0%
タイ	1,261	1,740	270	1,267	<b>380</b>	30.0%	0.6%
バングラデシュ	0	0	0	0	<b>139</b>	全増	0.2%
インドネシア	365	80	14	46	<b>43</b>	93.5%	0.1%
カンボジア	145	275	77	188	<b>29</b>	15.4%	0.0%
マレーシア	577	5	513	5	<b>21</b>	420.0%	0.0%
上記以外の国	1,377	1,253	944	405	<b>133</b>	32.8%	0.2%
合計	69,424	109,472	34,503	79,282	<b>61,560</b>	77.6%	100.0%

(注1) 本表は仕出国(地域)ベースであり、原産国(地域)を示すものではありません。

(注2) 点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。



### 3. 知的財産別輸入差止実績

上段：件数  
下段：点数

	令和2年	令和3年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	令和4年 上半期	前年 同期比	構成比
特許権	24	27	8	11	11	100.0%	1.3%
	1,559	1,038	93	285	361	126.7%	0.6%
実用新案権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
意匠権	22	11	7	6	3	50.0%	0.4%
	4,665	11,050	568	10,293	160	1.6%	0.3%
商標権	2,149	2,094	1,032	1,138	734	64.5%	89.2%
	49,821	84,396	27,421	62,910	56,618	90.0%	92.0%
著作権	138	141	63	73	75	102.7%	9.1%
	13,379	12,988	6,421	5,794	4,421	76.3%	7.2%
著作隣接権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
回路配置利用権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
育成者権	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
不正競争防止法 違反物品	0	0	0	0	0	—	—
	0	0	0	0	0	—	—
合計	2,257	2,186	1,090	1,175	785	66.8%	100.0%
	69,424	109,472	34,503	79,282	61,560	77.6%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 1事案で複数の知的財産侵害に当たる場合、件数についてはそれぞれの知的財産に、点数については表中上位の知的財産のみに計上しています。従って、知的財産ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は権利ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

(注3) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

#### 4. 品目別輸入差止実績（件数）

	令和2年	令和3年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	令和4年 上半期	前年 同期比	構成比
衣類	1,356	1,394	565	782	377	48.2%	34.2%
バッグ類	482	505	237	266	165	62.0%	15.0%
靴類	358	411	144	214	126	58.9%	11.4%
帽子類	170	176	77	100	71	71.0%	6.4%
携帯電話及び付属品	136	170	62	87	54	62.1%	4.9%
身近細貨類	87	102	37	54	54	100.0%	4.9%
布製品	21	24	11	8	26	325.0%	2.4%
化粧品	1	11	0	5	24	480.0%	2.2%
キーホルダー類	36	33	17	21	21	100.0%	1.9%
ベルト類	68	62	30	33	21	63.6%	1.9%
時計類	58	47	46	31	19	61.3%	1.7%
自動車付属品	46	21	31	15	16	106.7%	1.5%
玩具類	29	22	19	16	15	93.8%	1.4%
電気製品	39	13	18	10	13	130.0%	1.2%
眼鏡類及び付属品	23	28	12	14	11	78.6%	1.0%
上記以外の品目	262	165	133	85	88	103.5%	8.0%
合計	2,257	2,186	1,090	1,175	785	66.8%	100.0%

（注1） 件数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数を計上しています。

（注2） 1事案で複数の品目を含んだものがある場合、それぞれに計上するため品目ごとの件数の合計と合計欄の件数は一致しません。なお、構成比は品目ごとの件数の合計（のべ件数）をもとに算出しています。

（注3） 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 5. 品目別輸入差止実績（点数）

	令和2年	令和3年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	令和4年 上半期	前年 同期比	構成比
医薬品	850	511	628	155	<b>17,961</b>	11587.7%	29.2%
玩具類	495	493	374	282	<b>10,201</b>	3617.4%	16.6%
衣類	14,079	20,721	4,055	12,855	<b>4,800</b>	37.3%	7.8%
自動車付属品	1,060	2,019	816	1,051	<b>2,773</b>	263.8%	4.5%
携帯電話及び付属品	3,128	3,244	1,574	1,523	<b>2,301</b>	151.1%	3.7%
身近細貨類	2,055	1,397	604	507	<b>1,747</b>	344.6%	2.8%
化粧品	1	456	0	55	<b>1,616</b>	2938.2%	2.6%
バッグ類	2,373	3,662	1,368	2,164	<b>1,492</b>	68.9%	2.4%
靴類	961	1,691	414	765	<b>590</b>	77.1%	1.0%
布製品	157	432	91	106	<b>517</b>	487.7%	0.8%
帽子類	602	785	189	440	<b>514</b>	116.8%	0.8%
電気製品	3,464	10,401	1,365	10,228	<b>499</b>	4.9%	0.8%
家庭用雑貨	527	36,713	84	36,544	<b>411</b>	1.1%	0.7%
キーホルダー類	1,226	1,228	1,045	922	<b>396</b>	43.0%	0.6%
運動用具	352	769	258	226	<b>250</b>	110.6%	0.4%
上記以外の品目	38,094	24,950	21,638	11,459	<b>15,492</b>	135.2%	25.2%
合計	69,424	109,472	34,503	79,282	<b>61,560</b>	77.6%	100.0%

（注1）点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の点数を計上しています。

（注2）各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 6. 輸送形態別輸入差止実績

上段：件数

下段：点数

	令和2年	令和3年	令和2年 上半期	令和3年 上半期	令和4年 上半期	前年 同期比	構成比
郵便物	2,022	1,891	997	979	632	64.6%	80.5%
	42,518	43,917	19,931	18,299	56,584	309.2%	91.9%
一般貨物	235	295	93	196	153	78.1%	19.5%
	26,906	65,555	14,572	60,983	4,976	8.2%	8.1%
合計	2,257	2,186	1,090	1,175	785	66.8%	100.0%
	69,424	109,472	34,503	79,282	61,560	77.6%	100.0%

(注1) 件数・点数は、侵害物品に係る一般貨物及び郵便物の件数・点数を計上しています。

(注2) 各欄に掲げる構成比の合計は、四捨五入の関係で100%にならない場合があります。

## 税関における知的財産侵害物品の差止め（参考）

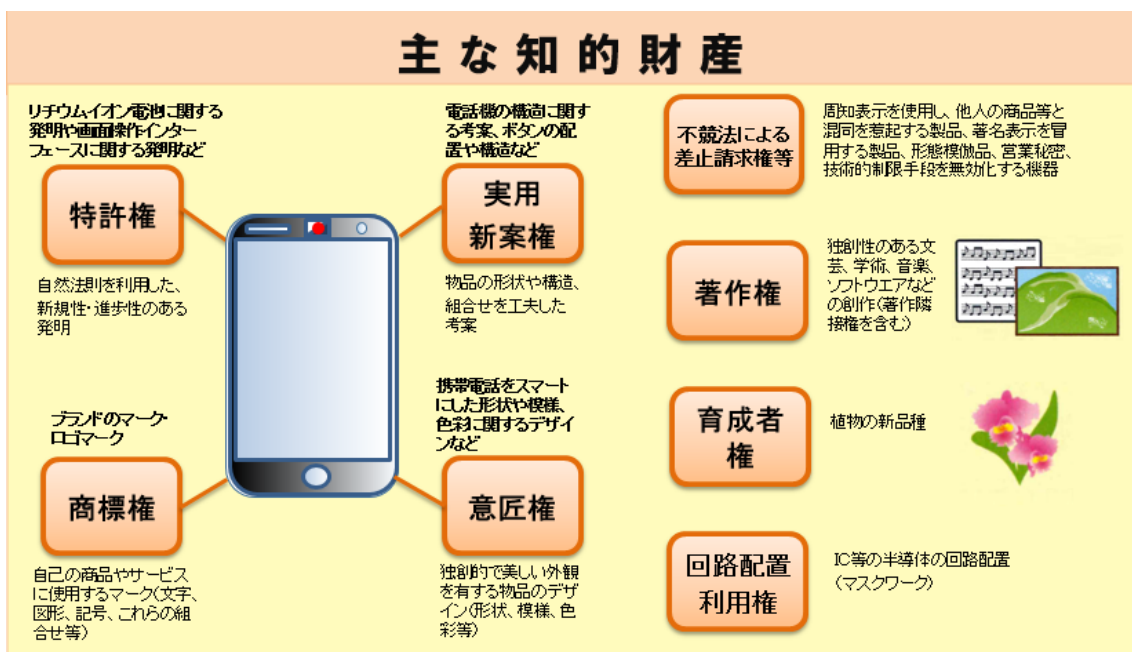
知的財産侵害物品は、権利者が本来得るべき利益を奪い、経済秩序を歪めることにより社会経済の活力を損なうものです。また、国民の安全・安心を脅かすおそれもあります。

知的財産侵害物品については、関税法により、輸出及び輸入してはならない貨物として規定されており、税関では、その水際取締りを強化しています。

## 税関にて差止対象としている知的財産侵害物品

特許権（発明）、実用新案権（アイデア）、意匠権（形状等のデザイン）、商標権（ブランドのロゴマーク等）、著作権・著作隣接権（映画・音楽等）、※回路配置利用権（回路素子と導線のレイアウト）、育成者権（植物品種）を侵害する物品、不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※回路配置利用権は輸入のみ



○ 関税法第 69 条の 2 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸出してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ② 児童ポルノ
- ③ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、育成者権を侵害する物品
- ④ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

○ 関税法第 69 条の 11 第 1 項

次に掲げる貨物は、輸入してはならない。

- ① 麻薬等の不正薬物
- ① の 2 指定薬物
- ② 拳銃、小銃、機関銃等
- ⑨ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、著作隣接権、回路配置利用権、育成者権を侵害する物品
- ⑩ 不正競争防止法違反物品（技術的制限手段無効化装置等）

※点線枠内の規定に該当するものを、知的財産侵害物品といいます。



知的財産侵害物品を輸出入すると、  
以下の罰則が科されることがあります。

○ 関税法第 108 条の 4 第 2 項、第 109 条第 2 項

知的財産侵害物品を輸出した者、輸入した者は、

10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金  
に処し、又はこれを併科する。